

資料 4

令和 3 年 7 月 9 日 (金)

第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会

南志津保育園からの転園希望者に対する措置について

1 : 保育園への入園・転園の流れ

- ・入園、転園を申請（前月 1 日～15 日）

↓

- ・保護者の状況に応じた指数の高い順に入園を決定
(入園、転園を希望する保育園に空きがある場合（受入可能な場合）に限る。)

2 : 今後の南志津保育園入園受入児童

	受入対象園児	備考
令和 3 年度	全年齢	
令和 4 年度	1 歳児～5 歳児	<u>0 歳児(令和 3 年度生まれ)は受入停止</u>
令和 5 年度	2 歳児～5 歳児	<u>0,1 歳児(令和 3, 4 年度生まれ)は受入停止</u>
令和 6 年度	新保育園において全年齢を受入	

3 : 転園希望者に対する措置について

(1) 民営化予定園からの転園希望者に対する指数加点措置（令和 5 年度）

民営化予定園から転園を希望する児童に対し、指数の加点を予定しています。

加点する指数については、指数全体を見直して位置づける予定となっております。

【対応スケジュール】

時期	内容	備考
令和 3 年度中	指数全体の見直し事務実施。改正案策定	就労証明書様式改正
令和 4 年 6 月頃	改正案についてパブリックコメント実施	関係規則改正
令和 4 年 10 月	新指数に基づく令和 5 年度入園案内配布	令和 5 年 4 月適用

(2) 受入停止により新たに出生した子が別園となる場合の特例措置（令和 4 年度）

在園児保護者が新たに子を出生した際、南志津保育園は 0 歳児の受入を停止しているため、入園を希望しても別園しか希望できない状態が発生します。

このため、本該当児童に限り、南志津保育園への入園申請を受け付け、同園在園を可能とします。